

女性活躍推進法に基づく認定企業として社会保険労務士法人坪川事務所を認定しました！

平成30年7月17日（火）福井労働局において、女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定）の認定通知書交付式を行いました。認定段階は最上位の3段階目であり、県内では4社目の認定企業になります。おめでとうございます。



（左から 社会保険労務士法人坪川事務所 代表坪川貞子氏 福井労働局嶋田労働局長）

《認定企業からのコメント》

弊社法人は、職員全員が社会保険労務士の資格を有し、すべての役職員が専門分野に関する知識や経験を活かし当該能力を発揮できる体制を目指しております。業務はチーム制を採用し、リーダーシップを発揮できる社員は女性男性の性別に関係なくチームリーダーとして登用し、お互いがフォローできる体制を整備しております。

また、すべての業務をクラウド環境に集約し、グループウェアやビジネスチャット等ネットワーク環境によって社内コミュニケーションを活性化し、情報の見える化・共有化を図り、育児や介護により休業中の社員であっても問題なく復帰することが可能な体制も整えております。

この度、えるぼしの最上位の認定が取得できましたことは、社会保険労務士という働き方改革を推進支援する立場としても大変意義深く、県内企業とともに働き方改革に向けての取り組みを進めてまいりたいと思っております。